

香川県条例第16号

香川県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

香川県国民健康保険財政安定化基金条例（平成28年香川県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、法第81条の2第1項の事業に要する経費の財源に充てる場合並びに同条第2項及び第4項の規定により特別会計に繰り入れる場合に限り、これを処分することができる。</p> <p>(財政安定化基金拠出金)</p> <p>第8条 法第81条の2第5項の規定により各年度において徴収する財政安定化基金拠出金の額の総額は、算定政令第22条第2項の規定により知事が定める額とする。</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>2 平成30年4月1日から令和6年3月31日までの間における第6条の規定の適用については、同条中「事業」とあるのは「事業又は法附則第25条に規定する資金の交付」と、「同条第2項」とあるのは「法第81条の2第2項」とする。</p>	<p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、法第81条の2第1項の事業に要する経費の財源に充てる場合及び同条第2項の規定により特別会計に繰り入れる場合に限り、これを処分することができる。</p> <p>(財政安定化基金拠出金)</p> <p>第8条 法第81条の2第4項の規定により各年度において徴収する財政安定化基金拠出金の額の総額は、算定政令第22条第2項の規定により知事が定める額とする。</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>2 平成30年4月1日から平成36年3月31日までの間における第6条の規定の適用については、同条中「事業」とあるのは「事業又は法附則第25条に規定する資金の交付」と、「同条第2項」とあるのは「法第81条の2第2項」とする。</p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。